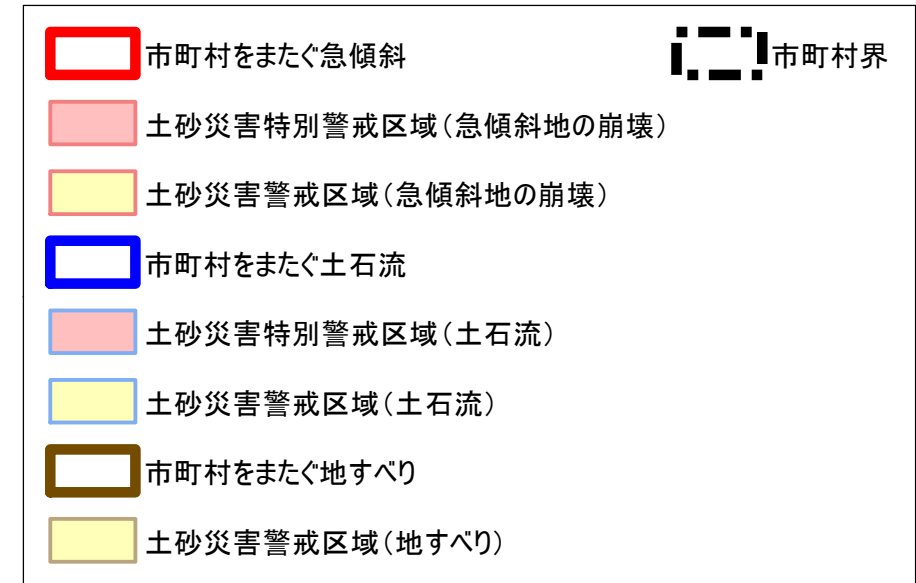
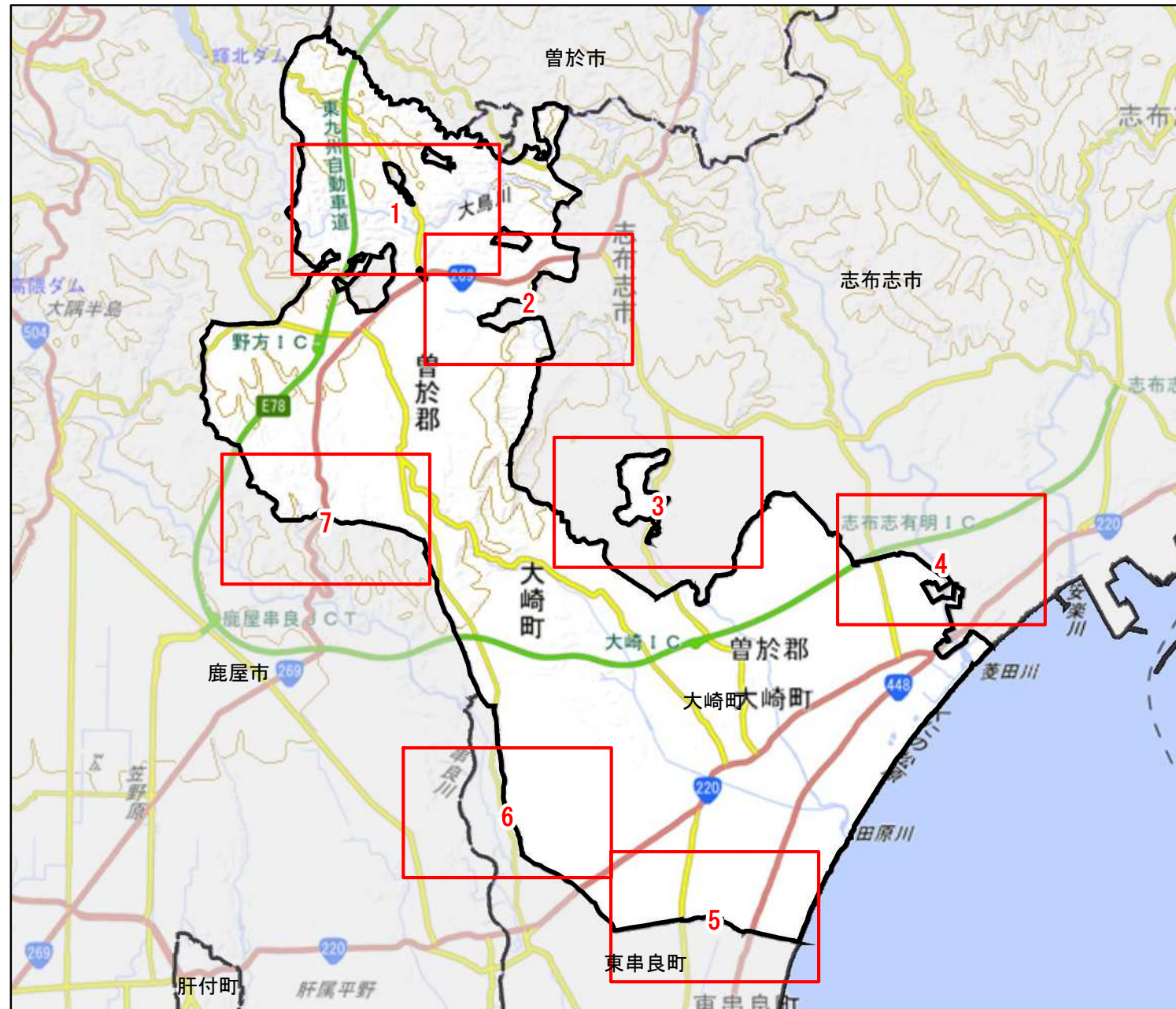


市町村をまたぐ土砂災害警戒区域・特別警戒区域位置図【急傾斜・土石流・地すべり】

大崎町版

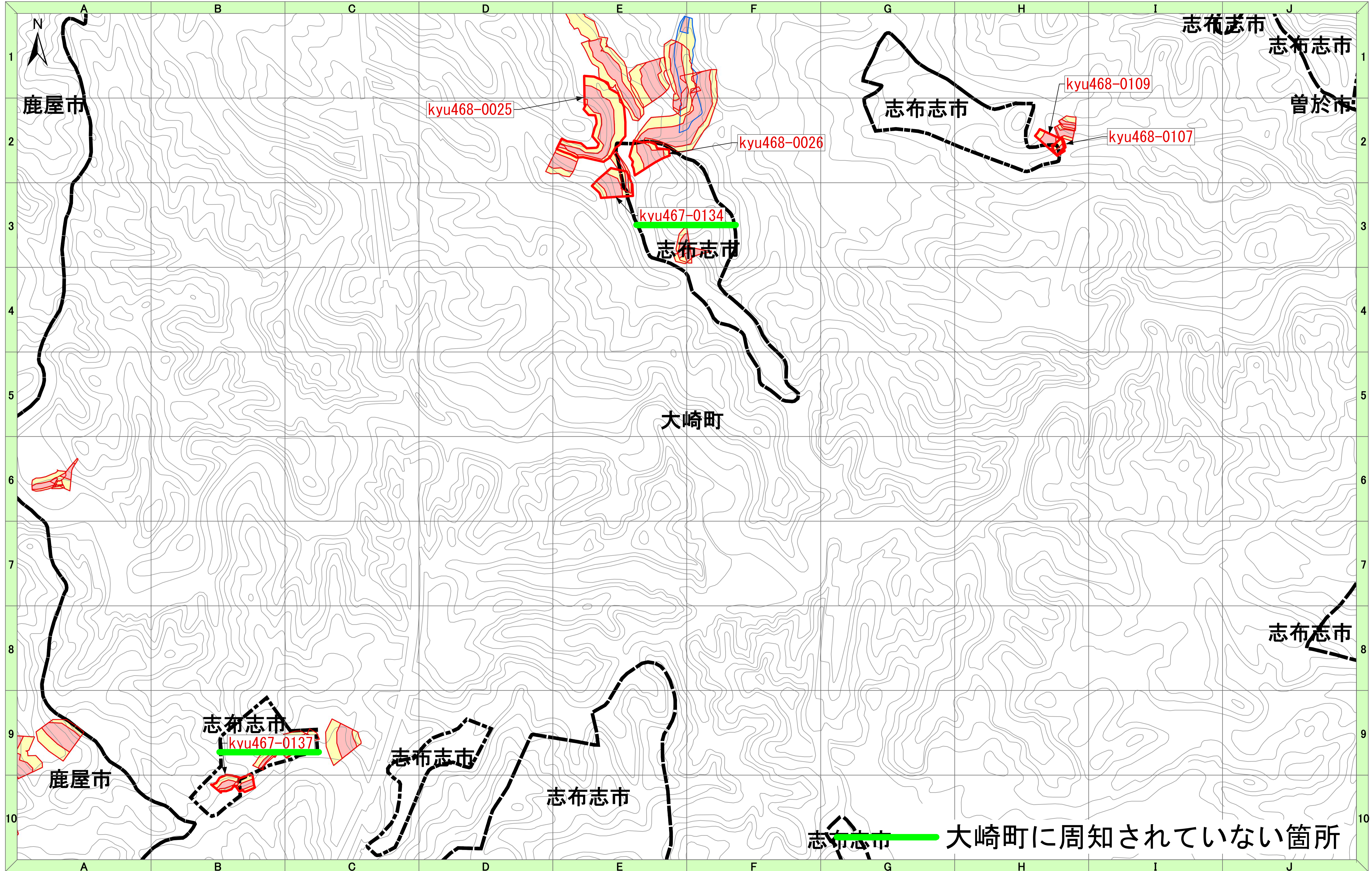


※図郭割図(左図)の背景図は、地理院タイルを使用しています。
 ※位置図の背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
 ※行政界は国土数値情報(国土交通省)を使用しています。

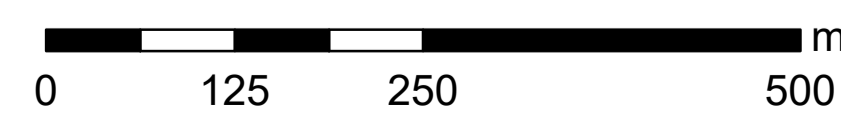
鹿児島県ホームページ > 社会基盤 > 砂防・土砂災害対策 > 砂防事業 > 市町村の行政界付近にお住まいの皆様は土砂災害警戒区域を確認してください

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah08/infra/sabo/gyoseikai.html>

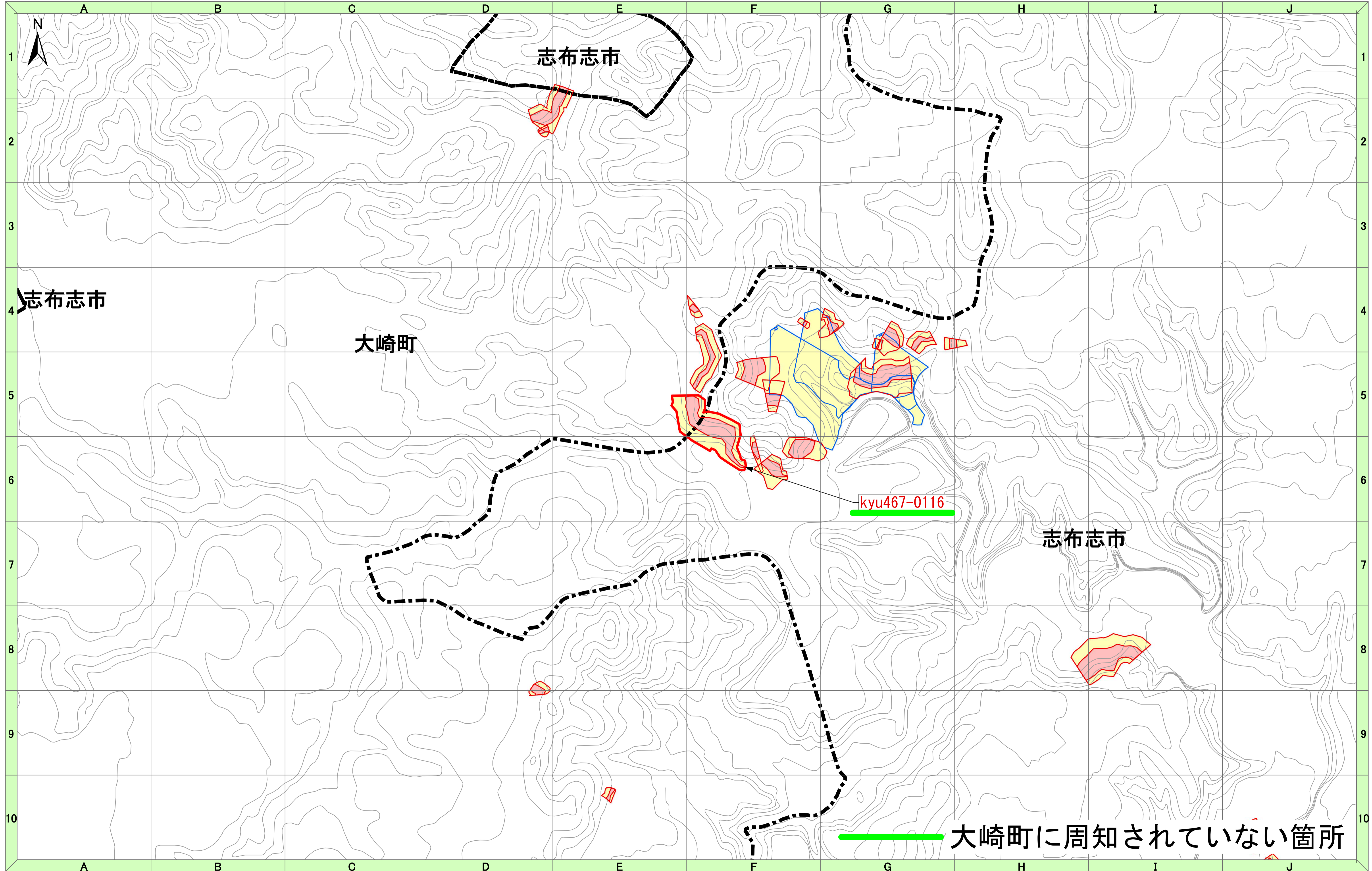
令和3年11月
 鹿児島県土木部砂防課



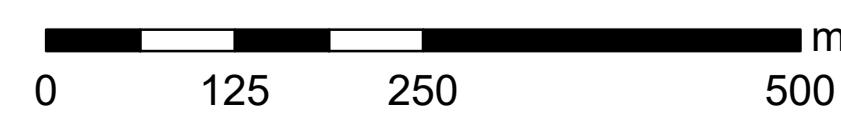
※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。



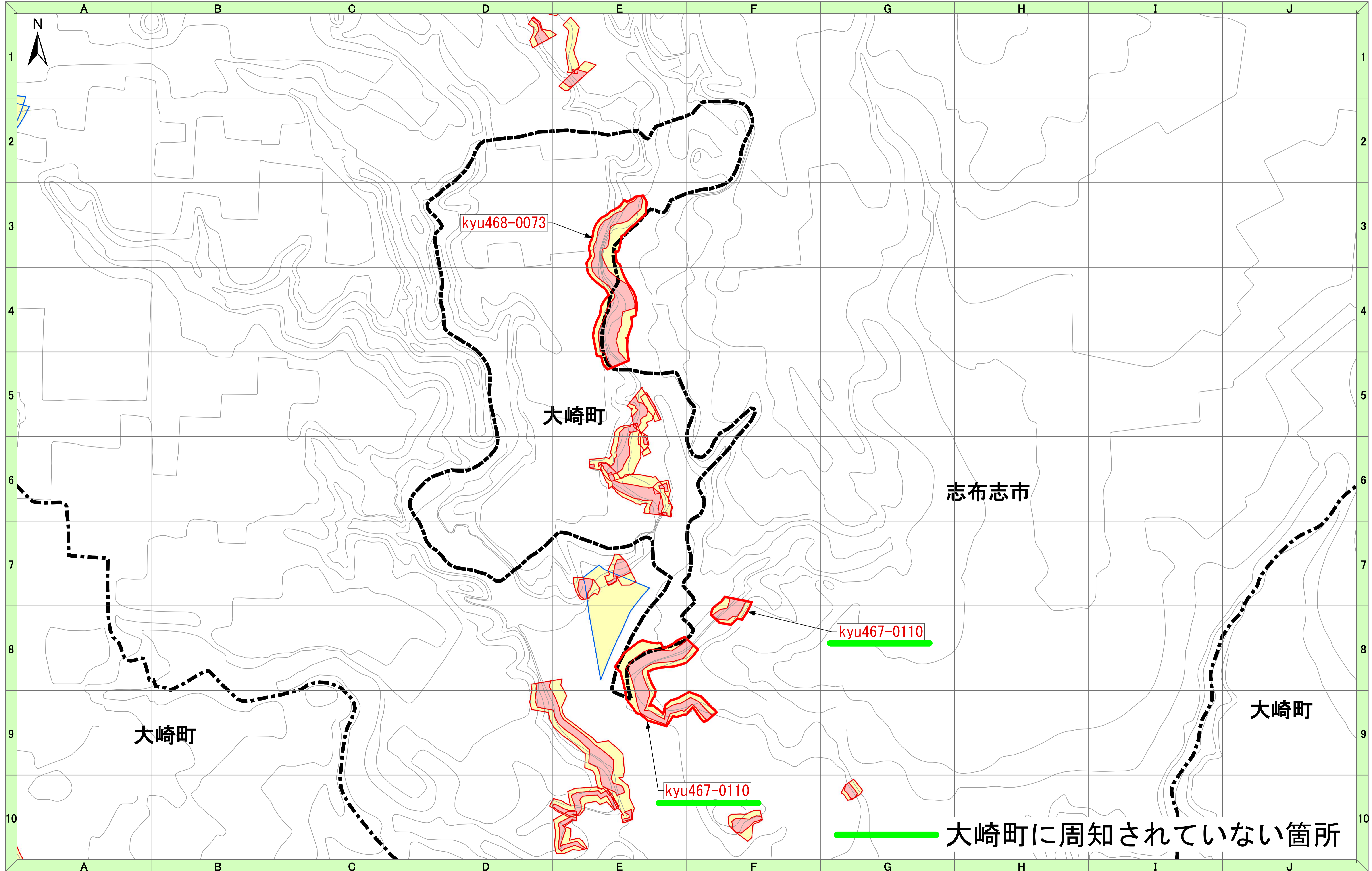
※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)



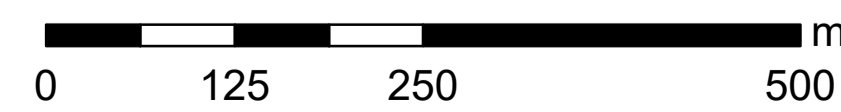
※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政界は国土数値情報を使用しています。



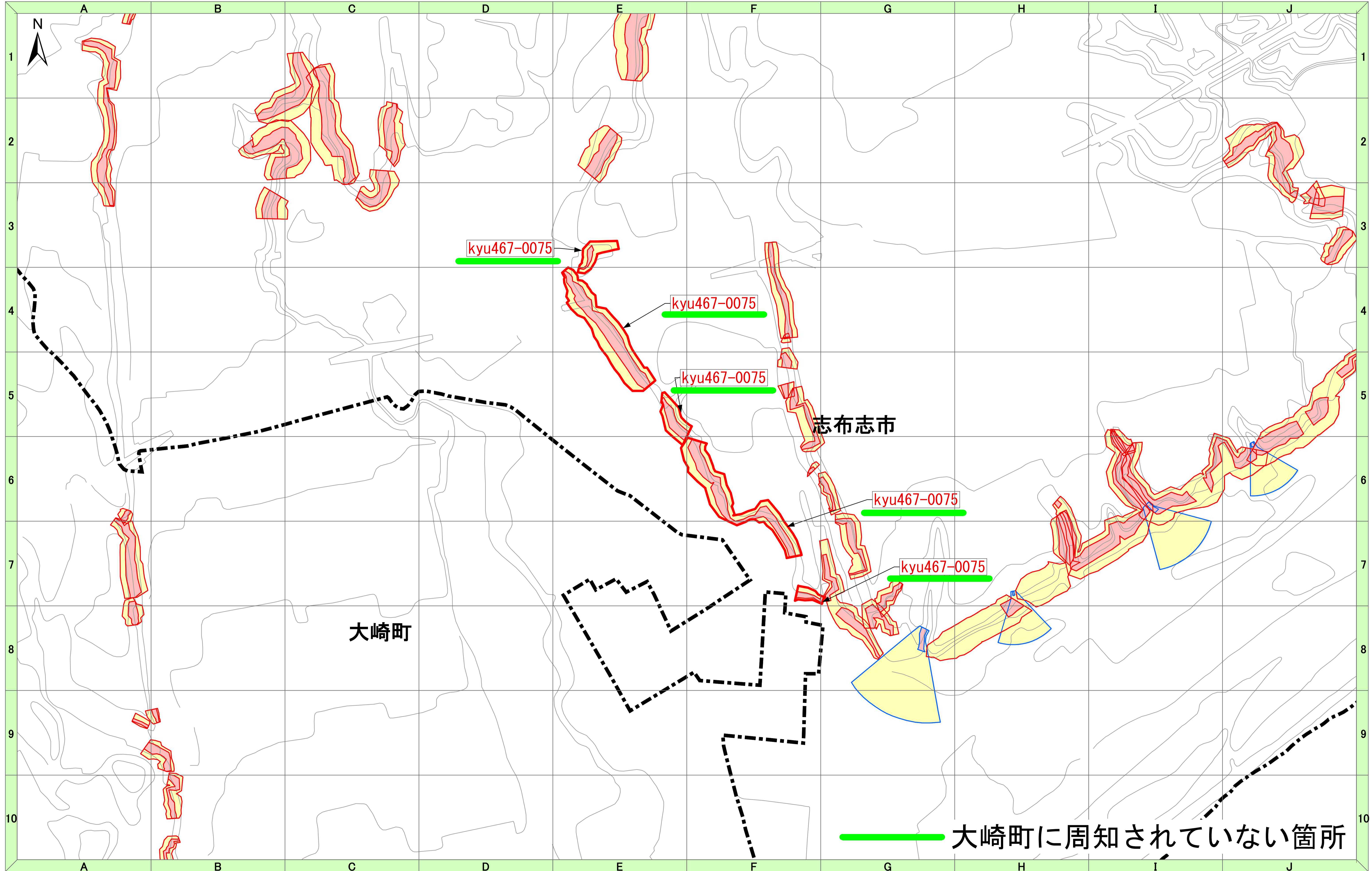
※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)



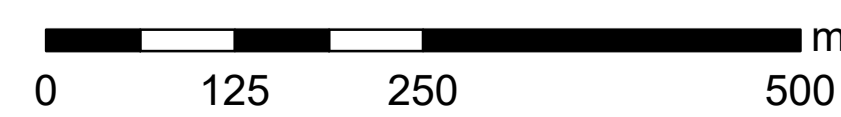
※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。



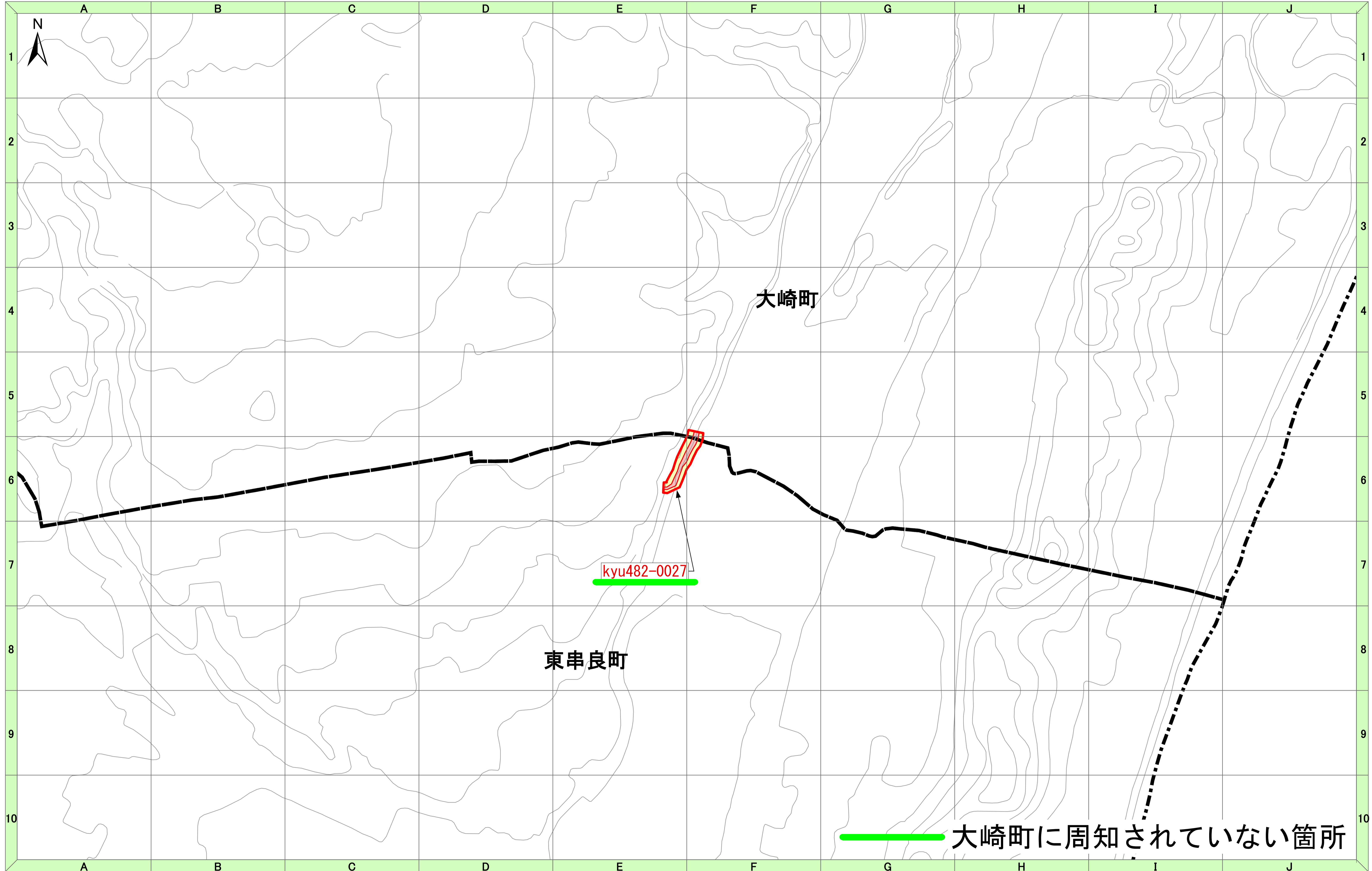
※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)



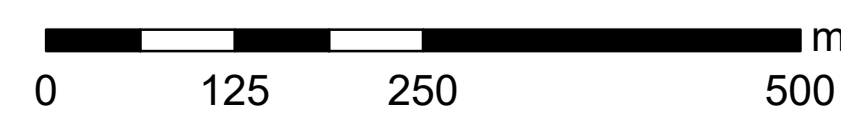
※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。



※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)

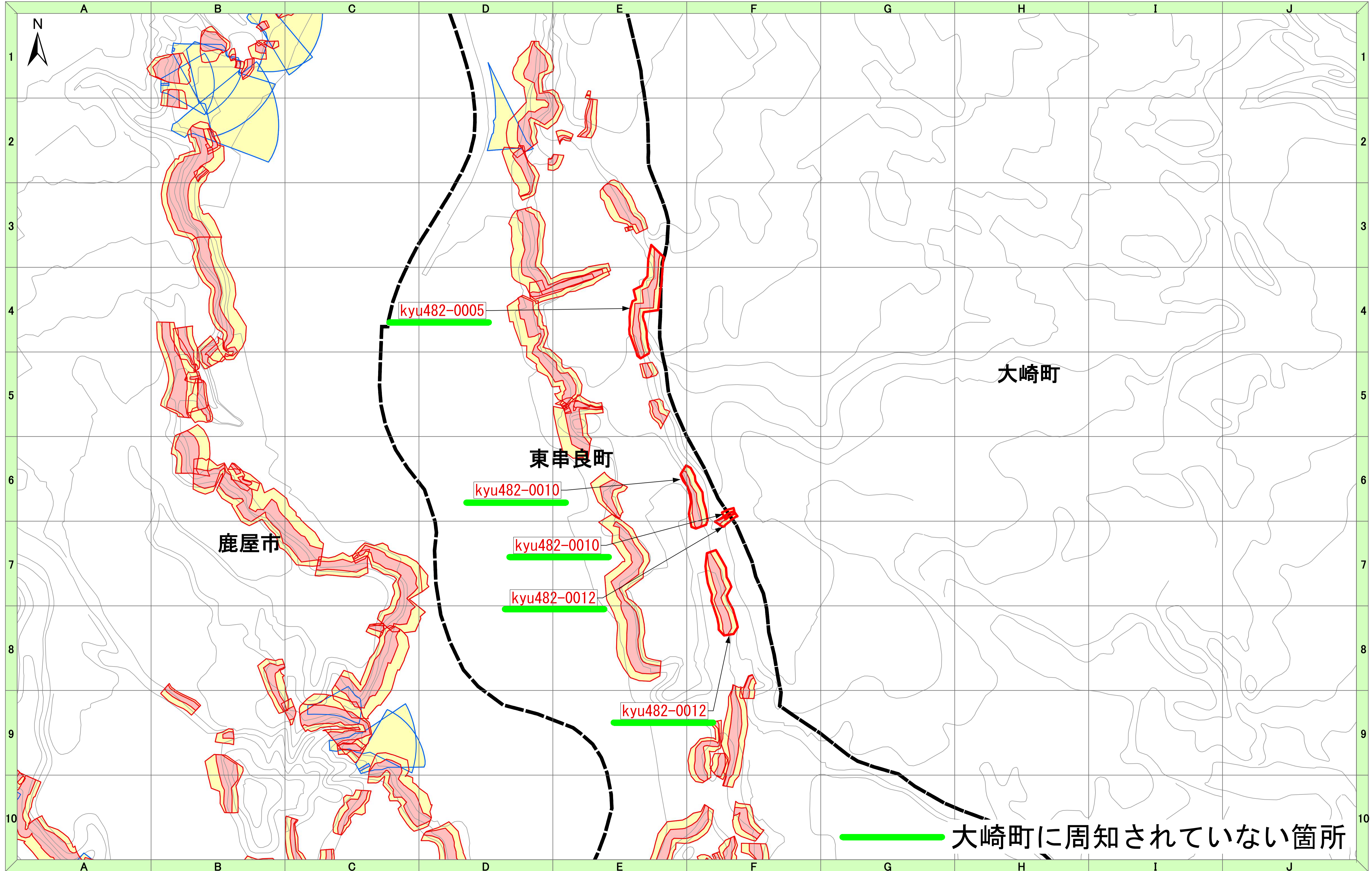


※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。



※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)

大崎町に周知されていない箇所

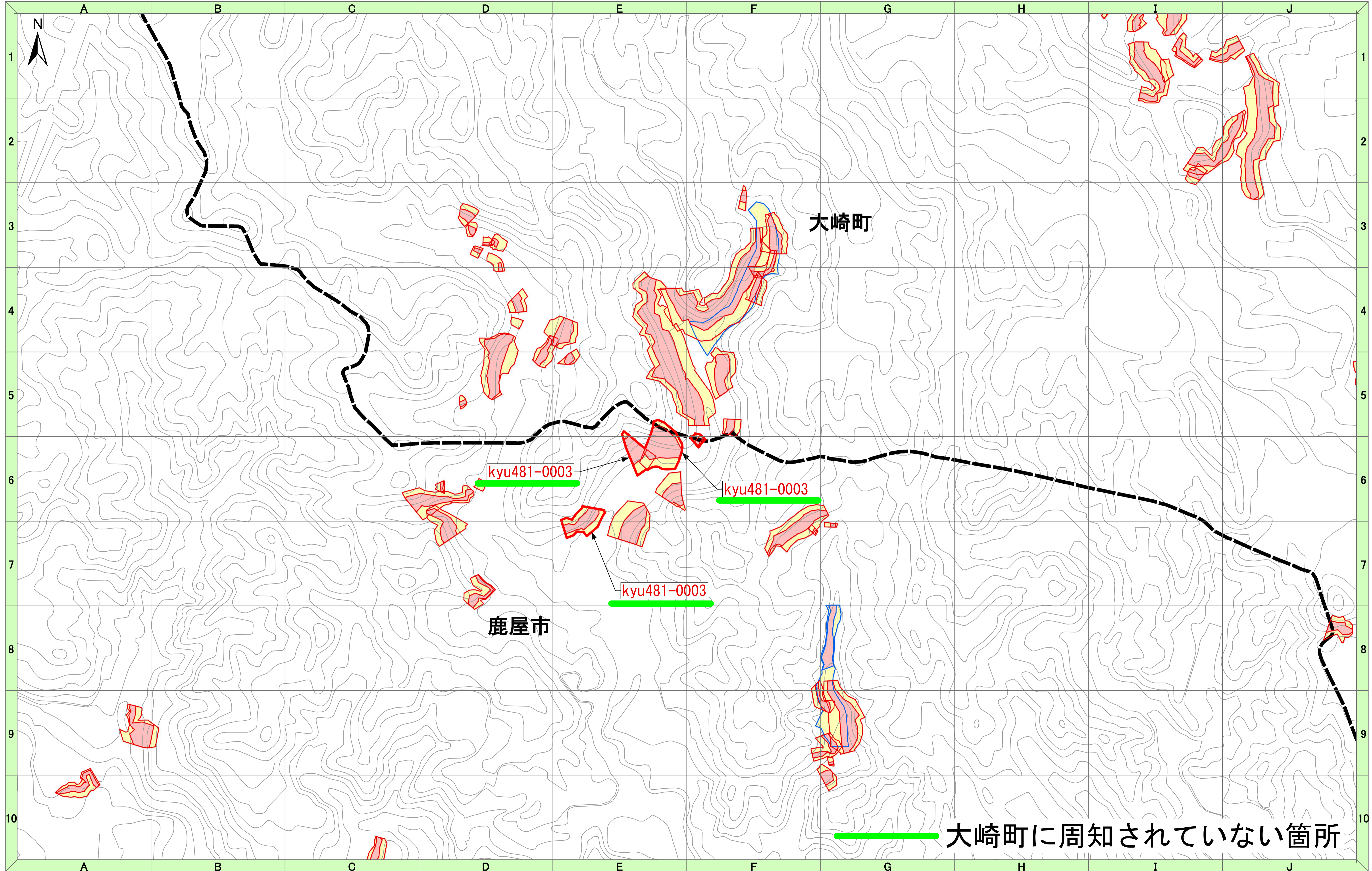


—— 大崎町に周知されていない箇所

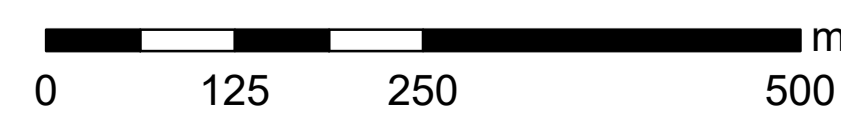
※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。

0 125 250 500 m

※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)



※ 背景図は、基盤地図情報(国土地理院)を使用しています。
※ 行政区界は国土数値情報を使用しています。

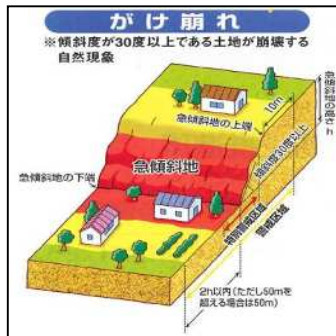


※この調査結果は、今後法律に則って指定する警戒区域等と異なることがあります。(鹿児島県作成)

土砂災害警戒区域等の概要

○土砂災害防止法とは

土砂災害防止法は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年4月に施行されました。都道府県知事は、土砂災害警戒区域等の指定等に不可欠な、各種データを収集するための基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域等の指定を行います。



土砂災害警戒区域 (土砂災害のおそれがある区域)
(イエローゾーン)

土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域の中でも特に、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある区域)
(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

土砂災害警戒区域においては、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や、警戒避難体制等の整備が図られます。

【市町村】

- 市町村地域防災計画への記載（法第8条1項）
- 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制の整備（法第8条2項）
- 土砂災害ハザードマップによる周知（法第8条3項）

【要配慮者利用施設】

- 避難確保計画の作成、避難訓練の実施（法第8条の2）

【宅地建物取引業者】

- 宅地建物取引における重要事項の説明（宅地建物取引業法）

警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域においては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

【都道府県】

- 特定の開発行為に対する許可制（法第10条）
- 建築物の移転等の勧告及び支援措置（法第26条）

【建築主事を置く地方公共団体】

- 建築物の構造規制（法第24条）



土砂災害に備えて確認してみましょう

「土砂災害警戒区域等マップ」 <http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/>

土砂災害が起きるおそれのある危険箇所や、土砂災害が起きたときに被害を受けおそれのある範囲を確認することができます。

鹿児島県河川砂防情報システム

県内各地の降水量、土砂災害危険指標などの情報を確認することができます。

- ・パソコン版 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>